

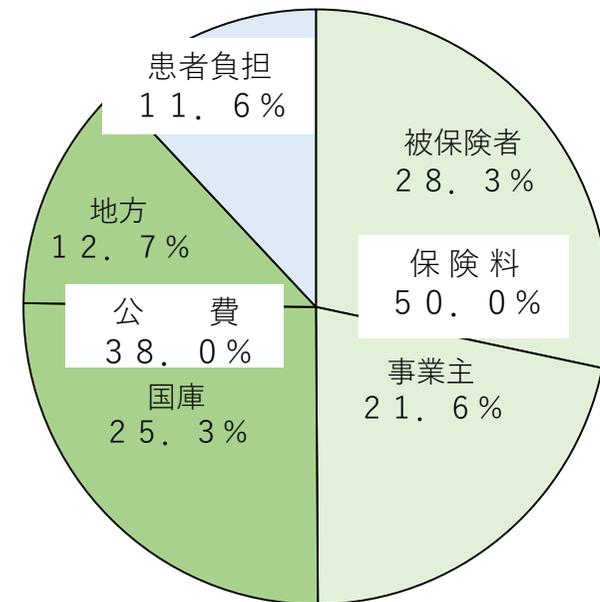
国民皆保険制度の意義

- 我が国は、国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現。
- 今後とも現行の社会保険方式による国民皆保険を堅持し、国民の安全・安心な暮らしを保障していくことが必要。

【日本の国民皆保険制度の特徴】

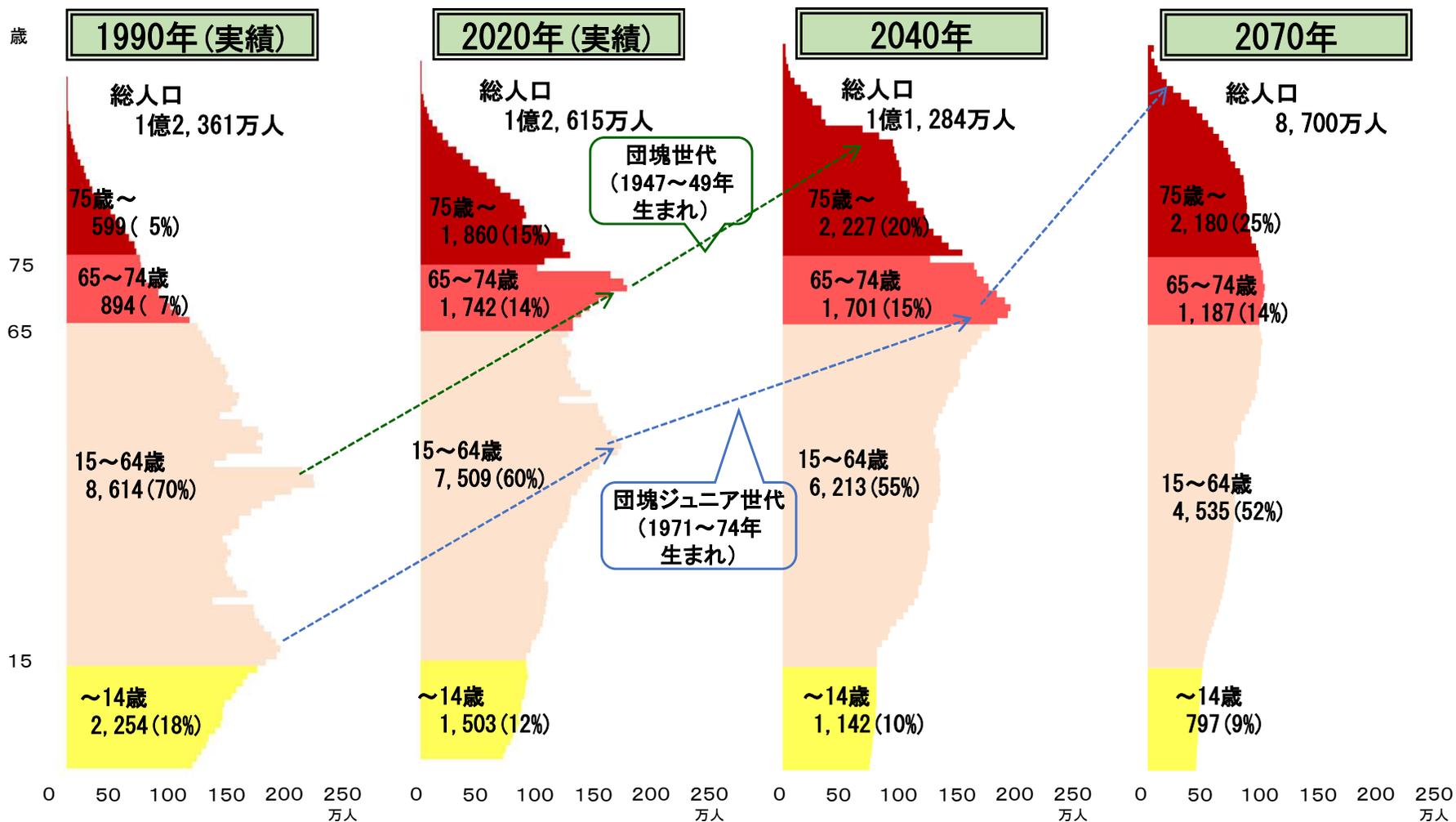
- ① 国民全員を公的医療保険で保障。
- ② 医療機関を自由に選べる。(フリーアクセス)
- ③ 安い医療費で高度な医療。
- ④ 社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費を投入。

日本の国民医療費の負担構造(財源別)(令和3年度)



日本の人口ピラミッドの変化

- 団塊のジュニア世代が65歳となる2040年には、65歳以上が全人口の35%となる。
- 2070年には、人口は8,700万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約39%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「出生中位(死亡中位)推計

医療保険制度の体系

後期高齢者医療制度

約18兆円

- ・75歳以上
- ・約2,030万人
- ・保険者数:47(広域連合)

前期高齢者財政調整制度(約1,480万人)約7兆円(再掲) ※3

国民健康保険

(都道府県・市町村国保
+国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、
非正規雇用者等
- ・約2,660万人
- ・保険者数:約1,900

約9兆円

協会けんぽ(旧政管健保)

- ・中小企業のサラリーマン
- ・約3,900万人
- ・保険者数:1

約7兆円

健康保険組合

- ・大企業のサラリーマン
- ・約2,760万人
- ・保険者数:約1,400

健保組合・共済等

共済組合

- ・公務員
- ・約960万人
- ・保険者数:85

約6兆円

※1 加入者数・保険者数、金額(給付費)は、令和6年度予算案ベースの数値。

※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者(対象者約2万人)、船員保険(対象者約11万人)がある。

※3 前期高齢者数(約1,480万人)の内訳は、国保約1,050万人、協会けんぽ約310万人、健保組合約90万人、共済組合約30万人。

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (令和4年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和4年3月末)	2,537万人 (1,690万世帯)	4,027万人 (被保険者2,507万人 被扶養者1,519万人)	2,838万人 (被保険者1,641万人 被扶養者1,197万人)	869万人 (被保険者477万人 被扶養者392万人)	1,843万人
加入者平均年齢 (令和3年度)	54.4歳	38.7歳	35.7歳	33.1歳	82.9歳
65～74歳の割合 (令和3年度)	45.2%	8.2%	3.5%	1.6%	1.6%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和3年度)	39.5万円	19.4万円	17.1万円	16.7万円	94.0万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和3年度)	93万円 (一世帯当たり 140万円)	169万円 (一世帯当たり(※3) 272万円)	237万円 (一世帯当たり(※3) 408万円)	252万円 (一世帯当たり(※3) 458万円)	88万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和3年度)(※4) 〈事業主負担込〉	8.9万円 (一世帯当たり 13.5万円)	12.2万円〈24.4万円〉 (被保険者一人当たり 19.6万円〈39.2万円〉)	13.5万円〈29.5万円〉 (被保険者一人当たり 23.2万円〈50.8万円〉)	14.2万円〈28.5万円〉 (被保険者一人当たり 25.9万円〈51.8万円〉)	7.6万円
保険料負担率	9.6%	7.2%	5.7%	5.6%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和5年度予算ベース)	4兆1,487億円 (国2兆9,879億円)	1兆2,630億円 (全額国費)	731億円 (全額国費)		8兆9,293億円 (国5兆4,653億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

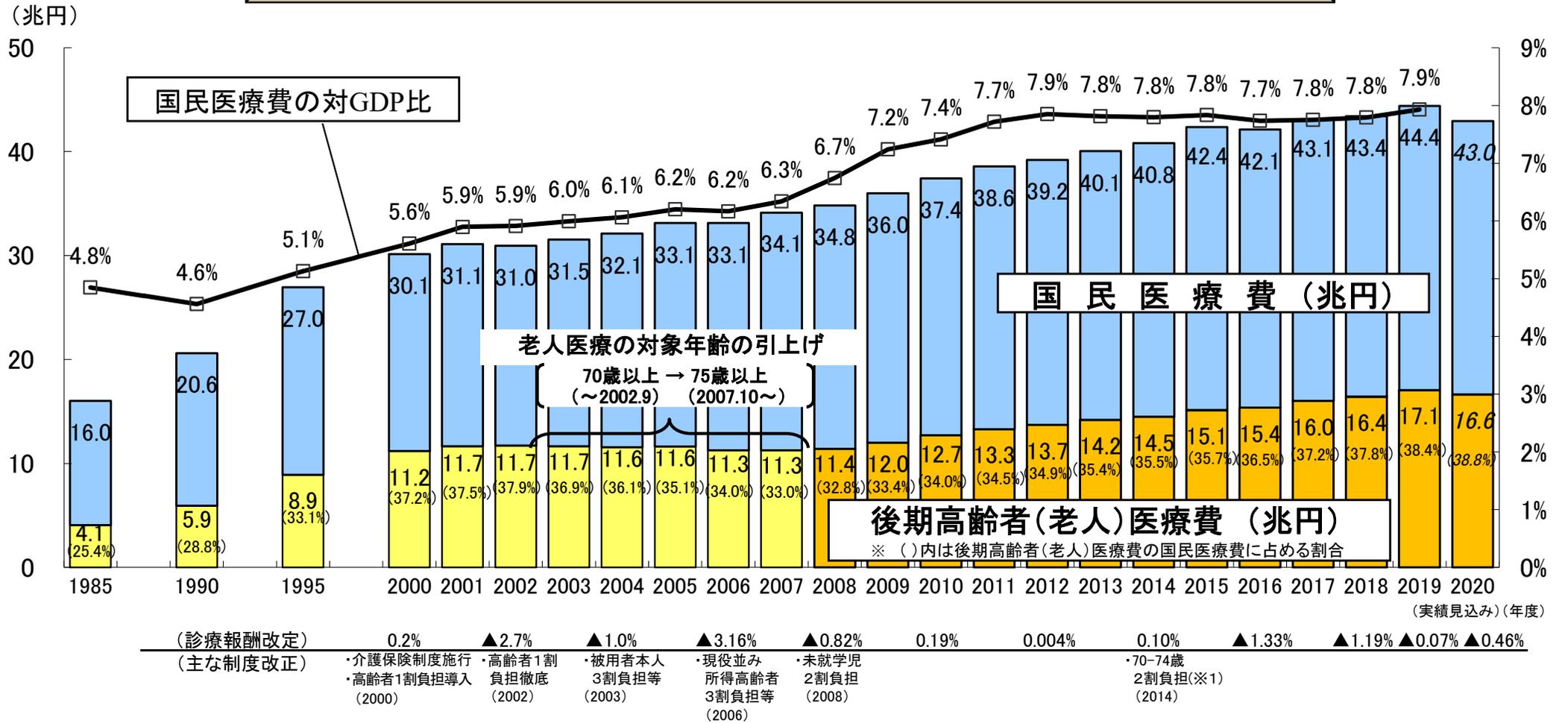
協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である(令和3年度税制に基づき算出)。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

医療費の動向



<対前年度伸び率>

	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H13)	(H14)	(H15)	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	2.2	0.8	2.3	▲3.2
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.6	4.2	2.5	3.8	▲2.4
GDP	7.2	8.6	2.6	1.4	▲1.9	▲0.7	0.5	0.6	0.8	0.6	0.2	▲4.1	▲3.6	1.5	▲1.0	▲0.1	2.7	2.1	3.3	0.8	2.0	0.2	0.5	—

注1 GDPは内閣府発表の国民経済計算による。

注2 2020年度の国民医療費(及び後期高齢者医療費。以下同じ。)は実績見込みである。2020年度分は、2019年度の国民医療費に2020年度の概算医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗じることによって推計している。

(※)70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

高齢者医療の歩み

昭48 昭58 平9 平15.3 平17.12 平18.6 平20.4 平22.12 平24.8 平25.8 平25.12 平28.12 令2.12 令3.6 令5.5

・ 出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入(令和6年4月)
・ 「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率を揃える(令和6年4月)
・ 前期財政調整制度における報酬調整の導入(令和6年4月)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律成立

・ 現役並み所得者(3割負担)を除き、後期高齢者のうち一定以上所得のある方の窓口負担割合を1割から2割に引き上げ(令和4年10月)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律成立

・ 70歳以上の高齢者の高額療養費の上限を見直し(平成29年8月)
・ 保険料軽減特例の見直し(平成29年4月)

医療保険制度の見直し内容の決定

・ 医療制度改革の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について必要に応じて見直しに向けた検討を行う。
・ 後期高齢者支援金の全面総報酬割、高齢者医療の費用負担の在り方等を検討し、平成27年国保法等改正法により措置。

プログラム法成立

・ 後期高齢者医療制度は十分定着。現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていく。

社会保障制度改革国民会議報告書

・ 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る。

社会保障制度改革推進法成立

・ 地域保険は国保に一本化し、都道府県単位で運営。
・ 後期高齢者医療制度は廃止し、高齢者も国保が被用者保険に加入。

高齢者医療制度改革会議最終とりまとめ

後期高齢者医療制度等施行

健康保険法等改正法成立

・ 前期高齢者について、保険者間の負担の不均衡を調整する仕組みを創設
・ 後期高齢者について、独立した医療制度を創設

医療制度改革大綱を政府・与党で決定

・ 高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳までの前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度とする。

医療保険制度体系等に関する基本方針を閣議決定

・ 公費負担割合を引き上げ(3割→5割)(平19)
・ 老健制度の対象年齢を引き上げ(70歳→75歳)(平19)
・ 一部負担を定率1割に

政府等で新しい制度の検討を開始 ↓ 新制度ましまらず、次の課題に

・ 保険者(国保や健保など)からの拠出金(仕送り)と公費で運営
・ 市町村が運営主体
・ 患者負担を導入(外来一月4百円、入院一日3百円)

老人保健法を制定(老健制度)

・ 「サロン化・社会的入院」といった弊害の指摘もあった
・ 高齢者の多い国保の運営厳しく
・ 老人医療費が急増

(老人医療費の無料化(70歳)) (自治体レベルでは昭和35年)

高齢者医療制度の財政

- 国保と被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現しているが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がある。このため、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約9割を賄うとともに、65歳～74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設けている。
- 旧老人保健制度において「若人と高齢者の費用負担関係が不明確」といった批判があったことを踏まえ、75歳以上を対象とする制度を設け、世代間の負担の明確化等を図っている。

後期高齢者医療制度

<対象者数>

75歳以上の高齢者 約2,030万人

<後期高齢者医療費>

20.0兆円（令和6年度予算ベース）
 給付費 18.4兆円
 患者負担 1.6兆円

<保険料額（令和6年度見込）>

全国平均 約7,080円/月
 ※ 基礎年金のみを受給されている方は約1,260円/月

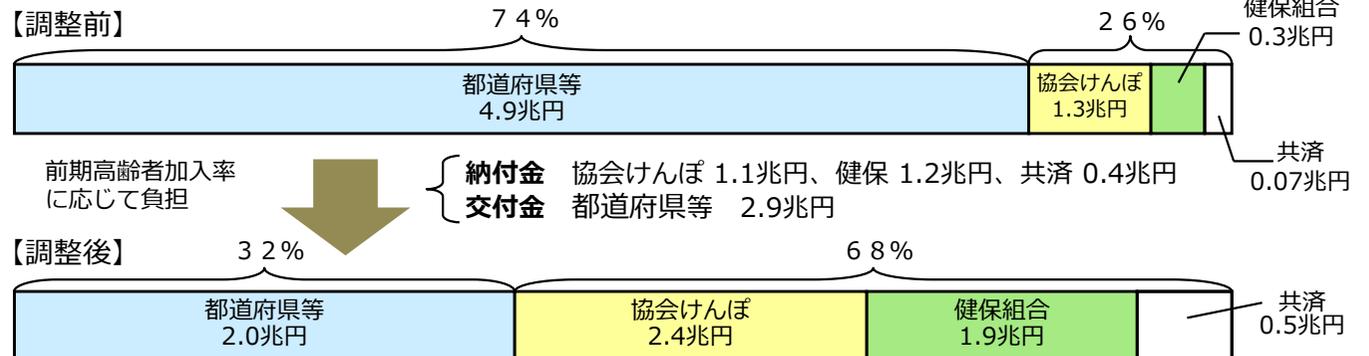
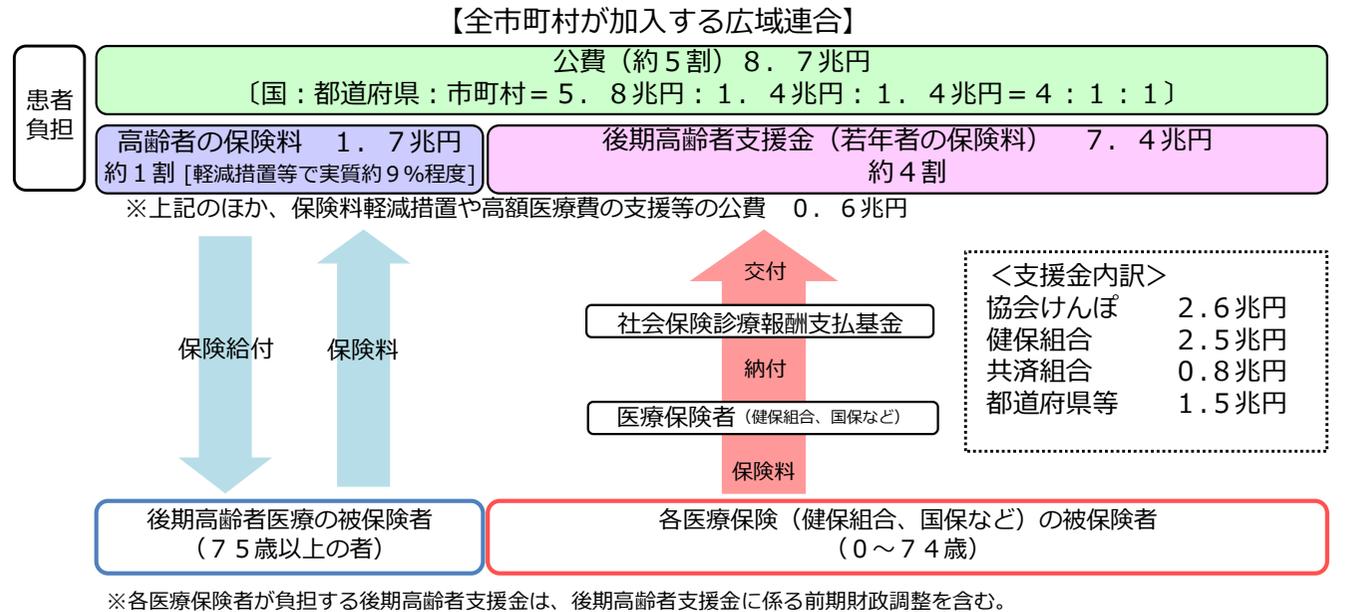
前期高齢者に係る財政調整

<対象者数>

65～74歳の高齢者
 約1,480万人

<前期高齢者給付費>

6.6兆円
 （令和6年度予算ベース）



※ 数値は令和6年度予算ベース。